

# 平成29年五所川原市教育委員会第3回定例会会議録

五所川原市教育委員会

平成29年五所川原市教育委員会第3回定例会議決結果表

議案番号	提案年月日	件名	議決年月日	結果
議案第12号	平成29年3月23日	五所川原市教育委員会事務局組織及び運営規則の一部を改正する規則の制定について	平成29年3月23日	原案承認
議案第13号	平成29年3月23日	五所川原市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について	平成29年3月23日	原案承認
議案第14号	平成29年3月23日	五所川原市立小学校及び中学校の職員の服務等に関する規程の一部を改正する訓令の制定について	平成29年3月23日	原案承認
議案第15号	平成29年3月23日	五所川原市立図書館設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定について	平成29年3月23日	原案承認
議案第16号	平成29年3月23日	五所川原市少年相談センター少年指導員の決定について	平成29年3月23日	原案承認
議案第17号	平成29年3月23日	五所川原市スポーツ推進委員の決定について	平成29年3月23日	原案承認
議案第18号	平成29年3月23日	教育財産の取得について	平成29年3月23日	原案承認
議案第19号	平成29年3月23日	工事の計画の策定について	平成29年3月23日	原案承認

平成29年五所川原市教育委員会第3回定例会会議録

日時：平成29年3月23日（木） 午後1時30分開会

場所：五所川原市金木庁舎 4階 第1会議室

◎議事日程

- 第 1 開会
- 第 2 会議録署名委員の指名
- 第 3 会期の決定
- 第 4 前回会議録の承認（第2回定例会）
- 第 5 教育長の報告
- 第 6 付議案件
  - 1 議案第12号 五所川原市教育委員会事務局組織及び運営規則の一部を改正する規則の制定について
  - 2 議案第13号 五所川原市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について
  - 3 議案第14号 五所川原市立小学校及び中学校の職員の服務等に関する規程の一部を改正する訓令の制定について
  - 4 議案第15号 五所川原市立図書館設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
  - 5 議案第16号 五所川原市少年相談センター少年指導員の決定について
  - 6 議案第17号 五所川原市スポーツ推進委員の決定について
  - 7 議案第18号 教育財産の取得について
  - 8 議案第19号 工事の計画の策定について
- 第 7 協議事項
  - 1 市内小中学校の夏季一斉閉庁について
- 第 8 報告事項
  - 1 平成29年度主要事務事業執行計画について
- 第 9 その他
  - 1 中央公民館の文部科学大臣表彰（優良公民館）について
  - 2 漆川体育館について
  - 3 職員人事（内示）について

◎出席教育長及び委員（４名）

教育長	長 尾 孝 紀
1 番	阿 部 育 也 委員
2 番	丁子谷 悟 委員
4 番	三 瀨 洋 生 委員

◎欠席した委員（１名）

3 番	木 村 吉 幸 委員
-----	------------

◎説明のため出席した職員（８名）

	教育部長	寺 田 建 夫
教育総務課	課長	川 浪 生 郎
社会教育課	課長	夏 坂 泰 寛
文化スポーツ課	課長	葛 西 一
文化スポーツ課	スポーツ振興係長	工 藤 栄 喜
指導課	課長	佐々木 瑞 信
学校給食センター	所長	中 谷 吉 範
図書館	館長	櫛 引 松 三

◎職務のため出席した職員（１名）

教育総務課	課長補佐	福 山 佳 秀
-------	------	---------

◎開 会

○教育長

本日は木村委員が欠席されておりますので、出席は私ほか委員が３名、定足数に達しております。これより平成２９年五所川原市教育委員会第３回定例会を開会いたします。

◎会議録署名委員の指名

○教育長

日程第2 会議録署名委員の指名に入ります。会議録署名委員は、委員会会議規則第17条第2項の規定により教育長が指名とありますので、私の方から指名いたします。1番 阿部委員、4番 三潟委員にお願いいたします。

◎会期の決定

○教育長

日程第3 会期についてお諮りいたします。会期は本日一日といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○教育長

御異議なしと認めます。よって、会期は本日一日とすることに決定いたしました。

◎前回会議録の承認（第2回定例会）

○教育長

日程第4、前回の会議録の承認についてであります。御異議なければ承認したいと思います。

(異議なしの声あり)

○教育長

御異議がないようですので、第2回定例会の会議録は承認することに決しました。

◎教育長の報告

○教育長

それでは日程第5、教育長の報告に入ります。

2月28日に開会した平成29年市議会第1回定例会が、3月16日に閉会しました。今回は、会派代表質問と一般質問を通告した11名のうち、6名から質問がありました。会派代表質問では、至誠公明会の稲葉好彦議員から「つがる克雪ドームの大規模改修の概要」と「公共施設の中で主に小中学校施設の今後の維持管理計画」について、市民の会の伊藤永慈議員からは「旧西沢家住宅の活用方法」について、一般質問では、福士寛美議員から「いじめ問題及び不登校問題について」、井上浩議員からは「準要保護世帯への就学援助及び子どもの貧困対策法と市の責務について」、加藤磐議員からは「旧西沢家の今後について」、花田進議員からは「就学援助制度について」質問がありました。また、予算特別委員会でも質問がいくつかありました。詳しくは、報告資料として一覧にまとめましたので、参考にいただければと思います。

次に、卒業式関係についてですが、3月1日の高校関係から、3月11日には中学校6校、小学校は17日に9校、18日の2校で全て終了しました。今までも中学校には教育委員及び事務局から出席して祝辞を述べていました。ただ、小学校には昨年までは校長が退職する場合に出席していましたが、今回から全ての小学校の卒業式にも出席することにしました。ただ、入学式には、小中同じ日に実施されますので、全ての学校には出席できませんが、できる限り出席する方向で検討していきたいと思えます。

## ◎付議案件

### ○教育長

日程第6 付議案件に入ります。本日付議される議案9件のうち、はじめの議案第12号から議案第15号までの4件は、規則及び訓令の一部改正に関する内容となっておりますので、一括で審議いたします。それでは担当より説明をお願いします。

### ○教育総務課課長補佐

議案第12号 五所川原市教育委員会事務局組織及び運営規則の一部を改正する規則の制定について、議案第13号 五所川原市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について、議案第14号 五所川原市立小学校及び中学校の職員の服務等に関する規程の一部を改正する訓令の制定について、議案書を基に説明する。

### ○図書館長

議案第15号 五所川原市立図書館設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、議案書を基に説明する。

○教育長

只今の説明に、御質問等ございませんでしょうか。

○丁子谷委員

議案第12号の説明の中で専任員に関する規定を加えるとの説明がありましたが、専任員について詳しい説明をお願いします。

○教育総務課課長補佐

現在、2年経つごとに厚生年金の支給開始年齢が1年ずつ高くなっており、市でも60歳で退職してから年金受給が始まるまでの数年間の生活資金を確保してもらうため、専任員という形で再任用しています。もちろん本人が希望した場合であり、それまでの役職や給料形態も変わるため身分はあくまでも専任員となり、出勤も週に3日の方もあれば5日の方もいます。

○丁子谷委員

再雇用という形なのかもしれませんが、職場としても人員が必要であるため専任員が配属されるのでしょうか、どのような仕事をもらうための専任員なのかお知らせください。

○教育総務課課長補佐

退職した時の職場にそのまま専任員として残るとは限らず、人員増を希望したり経験や知識のある職員の配属を希望している部署に専任員が配属されます。したがって、ある程度このような仕事をしてほしいという要望があり、専任員がほしいという所へ配属になります。業務の具体的な内容としましては、それまでの経験を生かした施設等の管理や、人脈を生かした事業の展開など、様々活躍されています。

○教育総務課長

補足になりますが、この度は「課の中に課長を置く、課長補佐を置く」などのように職名を規定している規則に、新たに「専任員」を加えるという改正になります。したがって、各職場において主任や主事と同様に専任員も一般の職員の身分として仕事に就くわけですが、はじめからこの内容の仕事と特定して働いてもらうといったものにはなっておりません。

○丁子谷委員

専任員は出勤日数だけでなく一日の勤務時間も一般の職員より短いようですので、職場の管理者には専任員の仕事の内容を明

確にしてもらい、専任員も意識をしっかり持って貢献していただきたいと思っています。

○教育総務課長

数年前から当市でも再雇用制度が始まり、今年度からは短時間雇用だけではなくフルタイム制も導入されました。やはり短時間勤務は本人だけでなく職場においても不足に感じられる部分もあるようで、今後はフルタイム雇用でより十分に働いてもらうケースが増えていくものと考えられています。

○丁子谷委員

高い役職であった方が専任員になった場合、考え方や気もちの切り替えが難しいということもあるかもしれません。職場の管理職の方には、専任員に専任員としての意識づけをしっかり行い、十分に活躍できるよう配慮してほしいと思います。

○教育長

教育委員会が直面している状況としては、指導課において指導主事の学校対応が多忙を極めています。現在、学校にスクールカウンセラーを配置していますが、特別な事態が起きた時などは、そのうち一人を指導課に配置して共に対応にあってもらえるなどの体制をとる必要が出てきていると感じています。市のスクールカウンセラーには、退職した教員で指導力のある方を再任用するというのが一般的になっていますので、専任員というものに通じてくるものがあると思います。

それと、議案第15条の説明の中で、図書館が貸し出しする本の冊数を一人5冊から10冊に増やすとありましたが、やはり増冊希望があったのでしょうか。また、貸出期間についてもお知らせください。

○図書館長

日頃より、市民の皆さんから貸出冊数を増やしてほしいという要望がありましたので、この度の改正となっています。貸出期間は15日間であり、希望により手続きをすれば延長することができます。

○教育長

それでは、この他に何か御意見や御質問等がございませんでしょうか。

○丁子谷委員

P18に学校評議員に関する記述があります。各学校では、実際に評議員の規定があるのでしょうか。あるとすれば、どのよ



うな人が評議員になったり、定員や年齢などの定めや報酬などもあったりするものでしょうか。

#### ○教育総務課課長補佐

以前に調査したことがあります。いくつかの学校で評議員会やそれに類似した名称で実質同じ制度をそれぞれ設けていました。評議員には、町内会長や自治会長などそれぞれの学校が地域の事情をよく知った特定の役職の方をお願いをして運営していると認識しております。報酬に関しては、確認が不十分であり無報酬であったはずではないかと思いますが、あらためて評議員制度の有無、ある場合は規定をどうしているのか、どのような人に評議員をお願いしているのか、そして報酬などについて実態を確認し、報告したいと思います。

#### ○教育長

報酬に関しては、市の行財政改革以降、ボランティアでお願いするということになっているはずですが、実態としては、年に2回くらい開催し、あとは参観日に合わせて集まって話し合っているようです。近年、国ではコミュニティスクールを推進しており、評議員制度と重複する部分もありますが、今後はコミュニティスクールに移行していくものと考えられます。私が以前にいた小学校でもモニター制度が設置されているなど別の名称で運営されている例もありますが、必置義務ではありませんので全ての学校にあるというわけではありません。実際の状況については、今後の定例会において報告してもらおうようお願いします。

#### ○丁子谷委員

学校職員の兼業について質問します。兼業する場合は届出が必要になると思いますが、神官僧侶などは実態を確認しようにもなかなかできないようです。また、自営で営利を追求するような仕事を兼業する方もいると思いますが、その辺りもしっかり明確になっているものなのでしょうか。いずれにしても、他の人に疑いを持たれないようにしなければならないと思います。

#### ○教育総務課長

学校職員の兼業についてはP29の様式にありますとおり、学校長から教育長に対して届け出ることになっています。営利企業への従事となりますと、自営業を営む場合、企業の役員となる場合、役所や学校など自分の組織以外から報酬をもらう場合の3つがあると言われていています。これらのことを届出しなければ地方公務員法違反になるため、厳格に届出をしてもらっています。大規模に稲作をしたり、自家菜園を超える規模で野菜等を生産して卸により収入が発生した場合も、当然ながら届出をもらっています。国や県の催し物に協力して報酬が発生した場合も必ず届け出てもらっています。神官僧侶については、お布施がどこまで収入になるのかなど不確かなため人事課にも確認いたします。

○丁子谷委員

P19の第30条に休暇に関する規定がありますが、期間について「90日を超える病気休暇」と記述があります。これは継続してということなのか、それとも断続的で途切れ途切りに休む場合も含んでいるのでしょうか。一般行政職とは異なり、学校という特殊な職場で90日も休暇ということになれば、代替えの職員をすぐに入れなければならないということになります。

○教育総務課長

途切れ途切りに休んでも一定期間に90日に達すればということになっていると記憶していますが、今一度確認いたします。

○教育長

それでは、この他に何か御意見や御質問等がございますでしょうか。

(なしの声あり)

○教育長

それでは、議案第12号から議案第15号までの議案4件について、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○教育長

異議なしと認め、議案第12号から議案第15号までの議案4件は、原案のとおり承認することに決しました。

それでは続きまして、議案第16号「五所川原市少年相談センター少年指導員の決定について」、担当より説明をお願いします。

○社会教育課長

議案第16号 五所川原市少年相談センター少年指導員の決定について、議案書を基に説明する。

○教育長

只今の説明に、御質問等ございませんでしょうか。

(なしの声あり)

○教育長

それでは、議案第16号 五所川原市少年相談センター少年指導員の決定について、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○教育長

異議なしと認め、議案第16号は、原案のとおり承認することに決しました。  
それでは次に、議案第17号 「五所川原市スポーツ推進委員の決定について」、担当より説明をお願いします。

○文化スポーツ課長

議案第17号 五所川原市スポーツ推進委員の決定について、議案書を基に説明する。

○教育長

只今の説明に、御質問等ございませんでしょうか。

○阿部委員

種目に銃剣道とありますが、現在、どのような人がやっていて大会など行われているのでしょうか。

○文化スポーツ課長

競技者としては、自衛隊が主になっていると思います。大会などは頻繁にありませんが、県民体育大会の種目にもあります。

○教育長

それでは、この他に何か御意見や御質問等がございますでしょうか。

(なしの声あり)

○教育長

それでは、議案第17号 五所川原市スポーツ推進委員の決定について、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○教育長

異議なしと認め、議案第17号は、原案のとおり承認することに決しました。

それでは次に、議案第18号「教育財産の取得について」、担当より説明をお願いします。

○教育総務課課長補佐

○図書館長

議案第18号 教育財産の取得について、議案書を基に説明する。

○教育長

只今の説明に、御質問等ございませんでしょうか。

○丁子谷委員

児童生徒の机や椅子を更新する事業についてですが、古くなって更新された机や椅子を業者にしっかり回収していただきたい。まだ使えるということとっておくのは良いのですが、よくグラウンドに置きっ放しになっているのを見ます。子供が劣化した机や椅子で遊んでは危ないでしょうし、本当に使うものと使わないものを分け、しっかり管理していただきたいと思います。

また、図書館もシステムを入れ替えるようですが、処分するものはしっかり処分し、特にコンピューターになると個人情報が入っているでしょうから対応をきちん取っていただくようお願いします。

○教育総務課課長補佐

学習机・椅子更新事業については、原則、不要となった古い机や椅子の廃棄の業務も契約の中に含まれています。更新対象となっている五所川原小学校とは、4月に入ると納品する机や椅子について話を詰めていきますが、まだ使用に耐えるため廃棄せず利活用するため学校に残してほしい机や椅子の数についても確認していくこととなります。学校の学習机及び椅子は備品ですので、廃棄せず利活用する場合でも数量及び使用状況がしっかり管理されるよう気を配っていきたいと思います。

○教育長

更新対象でなくても児童数が減ってきているので、小学校では机椅子を保管しているということがあります。学校訪問で見たところ、五所川原小学校の机や椅子はまだ使えそうなものがたくさんありました。この更新事業は何年も前から継続しているものであり、だいぶ前に更新したものの利活用として五所川原小学校から机や椅子をもらい受けたい学校もあるでしょうから、担当では上手く数量調整しつつ事業を進めていただきたいと思います。

それでは、この他に何か御意見や御質問等がございませんでしょうか。

(なしの声あり)

○教育長

それでは、議案第18号 教育財産の取得について、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○教育長

異議なしと認め、議案第18号は、原案のとおり承認することに決しました。

それでは次に、議案第19号 「工事の計画の策定について」、担当より説明をお願いします。

○教育総務課課長補佐

○社会教育課長

○文化スポーツ課長

議案第19号 工事の計画の策定について、議案書を基に説明する。

○教育長

只今の説明に、御質問等ございませんでしょうか。

○丁子谷委員

説明のあった工事に限らず、学校訪問をしてみると校舎の傷みが進んでいて、修繕の必要があるケースが見受けられます。早

めに着手すれば修繕工事も小規模で済むうえに建物として長持ちするでしょうし、担当では学校を見て回って状況を把握したりしているのでしょうか。

○教育総務課課長補佐

将来に向けて、前もって積極的に施設管理をしていくため、市では昨年度、公共施設等総合管理計画を策定しました。これは公共施設等をできるだけ長持ちさせるため、より長期的な視点で公共施設の管理運営を行うものです。この中で、既にある施設を統合したり廃止したりして数を適正化するほか、施設の維持管理の仕方を事後の対症療法的なものから予防的なものにして長寿命化を図っていきます。今年度は、管財課により資産台帳に基づいて各施設のカルテを作ることになっていて、来年度以降早いうちにその施設の担当部局において点検して回り、施設別の処方箋とも言える事前対応策を作成していくことになっていますので、施設担当においても学校の状況をより詳しく把握し対応していけるものと考えております。

○教育長

それでは、この他に何か御意見や御質問等がございませんでしょうか。

○三瀉委員

克雪ドームの大規模改修に関連しての話ですが、先般、克雪ドームに行く機会があったのですが、建物内部の張りが鉄骨むき出しになっているため、子供が頭をぶつけたのを見ました。鉄骨部分は斜めに張り出しているうえに角張っているため危険であり、この度の大規模改修において、ぶつけやすそうな箇所には衝撃吸収材のガードをつけるなど何かしらの対応をしたら良いのではないのでしょうか。

○文化スポーツ課長

これまで報告がなかった事例になりますが、これから工事に入っていくわけですので、業者に相談しながら対応していきたいと思えます。

○教育長

それでは、この他に何か御意見や御質問等がございませんでしょうか。

(なしの声あり)

○教育長

それでは、議案第19号 工事の計画の策定について、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○教育長

異議なしと認め、議案第19号は、原案のとおり承認することに決しました。

それでは続いて日程第7 協議事項に入りますが、「市内小中学校の夏季一斉閉庁について」、担当より説明をお願いします。

○教育総務課長

市内小中学校の夏季一斉閉庁について説明する。

○教育長

只今の説明に、ご質問等ございませんでしょうか。

○阿部委員

県内で実施している事例はあるのでしょうか。

○教育総務課長

調べた範囲内ですが、実施されていないようです。

○丁子谷委員

お盆の期間であっても学校に1～2人の職員が出ていなければならず、管理職が出校して負担がかかっていると聞いています。この時期にしっかり休暇がとれることは大事ですし、良いことだと思います。ただし、学校に代わって管理をする教育委員会の担当課には、建物侵入だけではなく敷地内への無断侵入など色々なケースを想定して、閉庁にした場合の対策をしっかり取ってほしいと思います。

この試みは、先生方の多忙化解消を目的として始まっているようですが、先生方が忙しい大きな理由として部活動の指導がありますので、これからは地域から指導者をお願いするなど、様々な対応策を考えてほしいと思います。そのためには、資

格取得の支援など、指導者の育成も大切になってきます。いずれにしても、新たな取り組みとして一斉閉庁を試行するのは良いことであり、施行後は意見聴取したりして今後に活かしていただければと思います。

○教育長

最も懸念されるのは、閉庁日に保護者が連絡しようとしてもどこにも連絡できず対応してもらえないということでしょうから、担当においては周知を含め、しっかりと準備をしたうえで今年度の試行にあたるようお願いしておきます。

それでは、このことについて他に何か御意見や御質問等がございませんでしょうか。

(なしの声あり)

○教育長

それでは次に、日程第8 協議事項に入りますが、「平成29年度主要事務事業執行計画について」、担当より説明をお願いします。

○教育総務課長

○指導課長

○社会教育課長

○文化スポーツ課長

○図書館長

○学校給食センター所長

平成29年度主要事務事業執行計画について説明する。

○教育長

只今の説明に、ご質問等ございませんでしょうか。

○三瀨委員

学校給食センターから、食に関する指導事業について説明がありましたのでいくつか質問します。ここ最近、2020年の東京オリンピックへの国産農産物の供給と、それに向けての国際認定取得等への動きが拡大してきている中で、五所川原農林高等



学校がりんごと米で農業高校としては全国で初めて国際認定を取得したことは、全国的にも五所川原の食の文化が注目されるとともに、食への関心が高まった出来事であったと思います。それに加え、当市では28年度からの新学校給食センターの稼働が始まり、アレルギー対応給食の本格的な取組みも行われるということで、食育推進のための良い素材がそろってきたものと感じています。子供の食生活や食文化に対する関心や知識を高める食育は、その子供を含め地域社会全体の健康の維持・向上に直接つながる重要な取組みであり、その中心となってもらいたいのが栄養教諭だと思います。栄養教諭の制度が施行されてから10年が経過していますが、現在の栄養教諭の配置状況、そしてその配置状況で児童生徒の実態に応じた十分な指導ができているのか、そして更なる充実した食育の推進を継続的に実行していけるのか、今後の取組み等も含めてお知らせください。

#### ○学校給食センター所長

栄養教諭の制度は平成17年度に施行され現在に至っております。平成17年度は学校栄養職員が2名配置され、翌18年度に1名増となり平成21年度まで3名が配置されておりました。平成22年度には栄養教諭が1名配置されましたが、学校栄養職員が1名減の2名となったことから3人体制に変更はありませんでした。なお、今年度からは市で栄養士1名を採用しましたので、4人体制になっています。

次に食育の取組み状況につきましては、市内小中学校の児童生徒を対象に学校給食センターの栄養教諭及び学校栄養職員が食に関する授業を実施しています。平成27年度の実績としましては、小学校全11校で78回、中学校6校中3校で6回実施しています。今年度は、小学校全11校で69回、中学校では食に関する授業はありませんでした。これは今年度、学校給食センターの建設にともなう準備や引っ越し作業により、引っ越し後の9月から食に関する授業を実施したことにより回数減になったものです。栄養教諭の職務としましては、その他にも午前の給食調理中は作業に立ち会い、調理作業工程通り調理しているかなど調理員に衛生管理指導を行っています。また、毎月、学校給食センターの給食の献立、そして単独調理校の献立も作成していて、来年度からはアレルギー対応給食の献立も加わります。その他、給食だよりも作成しています。これらの業務により、食に関する授業は栄養教諭一人では対応しきれないため、学校と日程調整を行って教員免許を取得している学校栄養職員にも授業対応してもらっている状況です。

#### ○教育総務課長

学校栄養職員及び栄養教諭につきましては、県の配置基準に照らし合わせてみますと、食に関する指導に積極的に取り組むということで1人増の3名が現在配置されていますが、県には更なる増員配置を要望しています。この基準については、県でも国に対して増員に向けた改正の要望をしています。

また、市全体としての食育に関する取組みとしては、第2次五所川原市食育地産地消計画が今年度に策定されています。食育

は広い分野になりますので、市でも経済部、教育委員会、民生部、福祉部など様々な部署が関わり、連携して取り組む内容になっています。この中で学校等での食育の推進についても触れられており、取組みの例として学校での指導計画の策定、栄養教諭の増員要望、学校に出向いての食育に関する授業、教育ファームなど食に関する体験学習や体験教室の実施などがあります。この他、学校給食センターとして、安心安全な学校給食の提供、衛生管理の徹底、地場製品の活用などが含まれています。教育委員会としましては、今後も関係部署と連携しながら、教育委員会だけでなく市として広く食育に取り組んでいく予定です。

#### ○丁子谷委員

幼稚園就園奨励事業についてですが、以前の定例会において、他市の幼稚園が補助金を不正請求したケースについて質問した記憶があります。その時の回答では、園児の数などについて水増し請求していないかどうかなど確認のしようがないとの内容であったように思いますが、現在も同様なのでしょうか。確認が無理であっても、担当においては確認しようとする気持ちが大事であると思います。

高齢者教育事業に関連して、これまで会場にしていた市浦コミュニティーセンターが改修するそうで会場の心配が出てきますが、その辺りがどうなるのかお知らせください。

いじめ防止等対策事業によるスクールカウンセラーについてですが、相談の内容は校長や教育委員会など、どこまで報告されているのでしょうか。相談を受けて聞き取りをただけで終わってはならず、また、校長や教育委員会にとって事が起こってから始めて知るということになってはいけません。

学校給食センターにおいて来年度からアレルギー対応給食を提供することについて、担当する調理職員の研修等の状況はどうなっているのでしょうか。徹底した事前準備が必要ですし、その調理職員が休んだり欠員になった時のことも考えていかなければならないと思います。

#### ○教育総務課課長補佐

幼稚園就園奨励事業における就園実態の確認についてですが、対象となる幼稚園からは園児の世帯の所得に関する書類など保護者から提出される書類が含まれていますので、実質的に幼稚園側で園児数を水増しして補助金請求するということは難しいと思います。実際に補助金の交付を決定するのは県であり、私どもとしては幼稚園との間に入って手続きを取っている状況であり、幼稚園に対して立ち入り検査など直接の調査権を行使することを問われると苦しい立場になりますが、明らかにおかしい、何かしら疑わしいと思われる申請については聴取することもありますし、そういった不正請求がないとは限らないという視点を今後持ち続けながら業務に当たっていきたいと考えています。

○社会教育課長

高齢者教育事業に係る寿大学の会場についてですが、市浦コミュニティーセンターが改修に入る前に開講式を行い、その後は改修が終了するまでの間、あすなろホールを会場とする予定になっています。

○指導課長

市のスクールカウンセラーによる報告につきましては、毎月、相談件数や内容等を教育委員会に上げてもらっています。ただし、いじめや緊急を要する件などもありますので、場合に応じてすぐに校長や教育委員会に報告し、大きな事態につながるようなものはすぐ調査して対応に当たっています。

○学校給食センター所長

アレルギー対応給食への準備の状況についてですが、県内で既に実施している青森市の学校給食センターへ当市の事務職員や栄養教諭、学校栄養職員が研修に行きました。また、アレルギー対応給食を担当する調理員及び栄養士を決め、2月下旬からトレーニングを実施し、食器や食缶の状況はもとより、食味の確認などについて試食を重ねている状況です。

○阿部委員

学力の向上を図る事業の関係で秋田県に合同視察研修をしたようですが、どれくらいの先生が参加したものでしょうか。また、先生方の反応はいかがだったでしょうか。

○指導課長

各校から必ず1名以上ということで参加してもらいました。先生方からは、授業の進め方、特に中学校において非常に参考になるとの感想がありました。

○教育長

それでは、この他に何か御意見や御質問等がございませんでしょうか。

(なしの声あり)

○教育長

次に、日程第9 その他 に入りますが、「中央公民館の文部科学大臣表彰（優良公民館）について」、担当より説明をお願いします。

○社会教育課長

中央公民館の文部科学大臣表彰（優良公民館）について説明する。

○教育長

他ではやっていない事業が認められての受賞であり、大変喜ばしいことです。それでは、只今の説明に、ご質問等ございませんでしょうか。

（なしの声あり）

○教育長

それでは次に「漆川体育館について」、担当より説明をお願いします。

○文化スポーツ課スポーツ振興係長

漆川体育館の取得手続きの状況について説明する。

○教育長

只今の説明に、ご質問等ございませんでしょうか。

（なしの声あり）

○教育長

それでは次に「職員人事（内示）について」、担当より説明をお願いします。

○教育総務課課長補佐

職員人事（内示）について説明する。

○教育長

只今の説明に、ご質問等ございませんでしょうか。

(なしの声あり)

○教育長

ないようですが、他に「その他」として何かございませんでしょうか。

(なしの声あり)

○教育長

ないので、これを持ちまして平成29年五所川原市教育委員会第3回定例会を閉会いたします。

午後4時09分閉会

署 名

五所川原市教育委員会会議規則第17条第2項の規定により、ここに署名する。

平成29年3月23日

五所川原市教育委員会教育長 長 尾 孝 紀

五所川原市教育委員会委員 1番 阿 部 育 也

五所川原市教育委員会委員 4番 三 瀨 洋 生

会議の書記 教育総務課長 川 浪 生 郎